

ワーキンググループの設置について（案）

長野県水道事業広域連携推進協議会設置要綱第4条に基づき、次のワーキンググループを設置する。

- 1 水道情報共有ワーキンググループ
- 2 人材確保・育成ワーキンググループ

長野県水道事業広域連携推進協議会設置要綱

（ワーキンググループ）

第4条 専門的事項を調査研究するため必要があるときは、当該専門的事項ごとにワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループで調査研究した事項は、協議会に報告するものとする。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別途定める。